平成30年5月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 48 号

平成30年5月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 28 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 平成30年5月31日(金)
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、議 題 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて (土庄町税条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例)
 - (3) 平成30年度十庄町一般会計補正予算(第1号)
 - (4) 工事請負契約の締結について
 - (5) 工事請負契約の締結について

平成30年5月31日 (金曜日) 午前9時30分 各議員着席

○議長(井上正清君)

おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠 にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本臨時会招集のご挨拶がございます。

- ○議長(井上正清君)
 - 三枝町長。
- ○町長(三枝邦彦君)

おはようございます。本日、平成30年5月土庄町議会臨時会を招集いたしま したところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして 誠にありがとうございます。

ちょうど今日は5月31日、新年度平成30年度、2か月が終わりました。

あと 10 か月というところでございますが、3 月の定例会におきまして、平成 30 年度当初予算 94 億 3,700 万、過去最大の予算を計上しているというお話をし

ました。2か月経ったところでございますが、増額分については今のところはまだ執行しておりません。この10か月です。この増額分を今から執行していくわけでございますけども。職員、また執行部、それから議員の皆さんにご協力いただきながら、精査もし、できるだけ効率よく、また迅速にですね、進めていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから何日か前に、日にちをちょっと忘れました。四国新聞に移住の話が載っておりました。皆さん見られたと思います。土庄町が2番目かな。だったと思います。158名。だけど、皆さんお聞きしているのは239名と聞いていたと思います。その差はですね、県内異動というのは県はカウントしませんということで、本当は239名ですけれども四国新聞に載っているのは158ということで、そのあたりご理解をいただきたいと思います。

それから、委員会のほうでお話したと思いますが日本遺産登録のお話。実はゴールデンウィーク明けということで落ちてしまいました。ただですね、今まで 54 の案件が通っております。政府の方は 2020 年までに 100 か所を日本遺産登録やろうと。今回が 13 です。ですから 67 件あと残り 33 件。33 件を 2019、2020 この 2 年間で登録していくということを聞いております。笠岡市、丸亀市、土庄町、小豆島町 2 市 2 町で今進めております。今回通った 13 件もですね、ほとんどがリベンジと言いますか、何回かチャレンジしてやっと通ったというところがほとんどでございまして、時間があればまた文化庁のホームページを見ていただいたらお分かりになると思いますので、もう一度チャレンジしていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日、提案の議案につきましては専決処分の承認が 2 件、補正予算関係が 1 件、契約関係が 2 件の合計 5 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げま して招集のご挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長(井上正清君)

去る5月24日、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

- ○議長(井上正清君) 議会運営委員長 川本貴也君。
- ○議会運営委員長(川本貴也君) おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る 5 月 24 日 15 時から委員会室におきまして、5 月議会臨時会の会期、日程等につきまして審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日1日を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について、教育民生常任委員長、庁舎問題調査特別委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

続きまして、執行部より、議案第1号から議案第5号までの説明を受けた後、 質疑、討論、採決をお願いいたします。

最後に、閉会中の継続調査申出を採決し、本臨時会を終了する予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長(井上正清君)

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は、本日の1日を予定しております。

運営等につきまして、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろし くお願い申し上げます。

平成30年5月31日(金曜日)午前9時30分 開 議

1、 出席議員

 1番(岡野能之君)
 2番(岡本経治君)
 3番(濵野良一君)

 4番(髙橋正博君)
 5番(木場隆司君)
 7番(福本耕太君)

 8番(井上正清君)
 9番(山崎勝義君)
 10番(川本貴也君)

11番(佐々木邦久君) 12番(井上正清君)

2、 欠席議員

6番(母倉正人君)

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長(三枝邦彦) 副 町 長(宮原隆昌) 教 育 長(下地芳文) 総務課長(鳥井基史) 企 画 課 長(椎木 孝) 出納室兼稅務課長 (笹山恵子) 福祉 課長(奥村 忠) 健康増進課長(山本真由美) 住民環境課長(高橋幸光) 建 設 課 長(濵口浩司) 農林水産課長 (川本公義) 商工観光課長(宮原正行) 教育総務課長(佐伯浩二) 生涯学習課長(須浪宏和) 総務課副主幹(島原正喜) 総務課副主幹(山本詳司)

議会事務局職員

議会事務局長(渡辺志保) 書記(須藤英彦)

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成30年5月土庄町議会臨時会 議事日程(第1号) 平成30年5月31日(木曜日) 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告(教育民生常任委員会、庁舎問題調査特別委員 会)
- 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (土庄町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第3号 平成30年度土庄町一般会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 第 9 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長(井上正清君)

母倉議員から欠席届を受理しております。また、木場議員は少し遅れる予定 でございます。

ただ今の出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配 布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長(井上正清君)

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に、印刷配布いたしております ので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長(井上正清君)

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において4番 髙橋正博君、5番 木場隆司君を指名いたします。

会期の決定

○議長(井上正清君)

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

○議長(井上正清君)

訂正いたします。会議録署名議員、ただ今木場隆司議員が席におりませんので7番福本耕太議員を指名いたします。

○議長(井上正清君)

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長(井上正清君)

日程第3、閉会中の継続調査の結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長 (井上正清君)

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長(山崎勝義君)

おはようございます。

閉会中の5月24日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容 について、ご報告申し上げます。

教育総務課からは、土庄こども園について説明を受けました。

建設工事の入札を5月28日に予定しており、工期が9か月と短いため分離発注は行わない予定であり、入札される業者には誓約書で、5社以上地元業者を入れるようにお願いし、また、原材料、資材は地元業者から購入することで地元の業者の優遇ということを考えており、工期は3月15日までとしているとのことでありました。

NTT事務所の取り壊しと道路の拡張については、NTT側が現場確認に来ました。NTTには2月に早期取り壊しの要望を出しているが、その後の連絡はきておらず、今後積極的に話を聞き、進めていくとのことでありました。

次に、瞳保育所建設工事については、5月15日に入札を行い、西崎組が落札 しました。工期は2月末までを予定しているとのことでありました。

次に、オリーブの移植については、農業試験場小豆オリーブ研究所の駐車場整備において、県より移植の必要が生じた樹齢70年を超えるオリーブの木3本の提供があり、土庄小学校へ移植するとのことでありました。

委員より、こども園の入札方法について質問があり、制限付き一般競争入札 であるとの回答がありました。

また、土庄こども園と瞳保育所について、防災備蓄できるような部屋は確保

しているのかとの質問があり、専用というのはないが、今後の検討課題で、最初からここに置くというのを決めている訳ではないとのことでありました。

また、西本町の入り口が一方通行であり、ハローワークの裏を通って通園する人も出てくると思うが、危険要素があるとの意見があり、一方通行については、警察に照会をかけたところ、警察内部でも協議していただいた結果、利便性よりも危険を回避する方が、大事なのではないかというのが警察の意見であるとのことでありました。

また、NTTの事務所取り壊しについて、「要望している」、「お願いしている」というのは聞いているが、取り壊しができなければ、歩道もできない。NTTへ要望へ行ったらどうか。町長にも直接一緒に行ってもらったらどうかの意見があり、関係各課と相談して、早急に行くようにするとのことでありました。

生涯学習課からは、旧渕崎小学校校舎耐震診断結果について説明がありました。

耐震診断については、「旧渕崎小学校校舎を渕崎公民館を核とした施設に整備していただきたい」との要望を受け、昨年度に実施したものであり、構造体の耐震安全性としては「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊する危険性が高い」という評価となり、「緊急に改修等の措置を講ずる必要がある」とのことでありました。

概算の改修工事費は、約2億8,300万円であり、また、南棟解体撤去工事等を含めると約3億7,700万円の費用がかかるとのことです。

委員より、耐震診断の結果、費用対効果のことを考えると 4 億円という数字 はかなり大きいと思う。解体して更地にして何か考えたほうがいいと思うとの 意見がありました。

次に、四海公民館建設事業の進捗状況について説明がありました。5月15日 に入札を実施し、6月に着工し、工期8か月を見込んでいるので、平成31年1 月末に竣工する予定であるとのことです。

委員より、落札業者の質問があり、建築主体工事については(株) 藪脇組、 機械設備工事については(株) 東滝商店、電気設備工事については田中電気工 事(株)、工事関係はこの3社であるとの回答がありました。

次に、地域おこし協力隊員の就任について、説明がありました。

今回就任した隊員は、藤田智光氏、就任年月日は本年 5 月 1 日であります。 スポーツ少年団、中高生等の育成につながる活動に活躍されることを期待して いるとのことでありました。

次に、土庄町野外活動センター活用事業について説明がありました。 主に幼稚園児から小学生を対象として、高校生のアイデアも生かしてイベン トを実施する。また、キャンプ、バーベキューなどのイベントも実施する予定 であるとのことでした。

次に、木場弘子講演会について説明がありました。

木場さんの両親が土庄町出身であり、本年 1 月に香川県町村議会議長会主催の研修会で講師をされ、女性初のスポーツキャスターとしての自身の苦労話を交えながら、コミュニケーションの魅力を語られていた。参加した町長、議員からは大変好評であったので、講師を依頼したとのことでありました。

住民環境課からは、一般廃棄物処理施設(汚泥再生処理センター)交渉経過 について、交渉先として、北山を汚泥再生処理センターの候補地として選定し たとのことでした。

経過としては、北山自治会役員会にて、建設計画について説明し、近隣自治会の赤穂屋自治会役員にも説明を行いました。

計画地付近の住民に説明会を開催し、民家に近すぎるということで反対を受け、計画地の変更を検討しました。

再度、北山自治会役員会で、新しい計画地を提案し、北山自治会総会にて提案し、地権者との交渉について自治会からの承認を得て、地権者と交渉し、現在も交渉中であるとのことでありました。

次に、一般廃棄物処理施設(最終処分場)進捗状況について説明がありました。

廃棄物埋立地の基本計画等を策定中であるが、平行して、搬入路の設置のために、測量委託を発注し、図面を作成し、地権者との協議を経て、路線測量、 道路詳細設計を行い、用地測量を実施する計画であるとのことでありました。

次に、土庄町小江一般廃棄物最終処分場の現状について説明がありました。

昨年9月に現地測量した結果、残容量は7,536 ㎡となっており、現在の搬入 状況では、平成33年3月の埋立完了予定日前に埋立が完了してしまう。現在、 馬越地区にて平成33年3月末を目途に一般廃棄物処理場を建設するための各種 準備を進めており、広報に特集を組み、ごみの減量化、分別推進の啓発を行っ ているとのことでした。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長(井上正清君)

庁舎問題調査特別委員長 佐々木邦久君。

○广舎問題調査特別委員長(佐々木邦久君)

おはようございます。庁舎問題調査特別委員会を 5 月 24 日に開催し、総務課から説明を受けましたので、その内容について報告申し上げます。

まず、建設工事のスケジュールについては、解体設計業務を 3 月から行って

おり、7月末までの予定としているとのこと、同時に基本設計及び実施設計業務の委託事業者の選定を開始し、7月中の契約を目指していると報告がありました。

また、解体設計の期間中に土庄中央病院跡地の測量及び地質調査を行い、8月以降に解体工事を開始、年度末までに完了する予定です。

設計スケジュールは 31 年度 7 月末までとしており、31 年度後半から 32 年度 末までを建設工事及び移転に関する業務等と考え、移転については、33 年度の ゴールデンウィークあたりを候補として考えているとのことでした。

また、今回活用する緊急防災・減災事業債の面積及び借入れ上限額についての説明がありました。

まず、面積については、職員数 111 人に、職員 1 人当たりの面積 35.3 ㎡をかけた 3918.3 ㎡がこの起債を借りるうえでの面積の上限となる。そして、この面積に㎡単価 36 万 1 千円をかけた 14 億 1,450 万円がこの事業での借入れ上限額となるとのことでした。

委員から、概算費用についての確認を行い、借入限度額 14 億 1,450 万円に、 解体費用などをすべて加えた金額は、17 億 9,400 万になることを確認しました。

また、庁舎にかかる光熱費について、以前、町長が言っていた太陽光について、どのように計画に盛り込んでいくのかと尋ねたところ、設計業者を決めるプロポーザルを実施するにあたり、技術提案の一つにライフサイクルコストの提案を掲げているので、そこであがってくるのではないかとの回答がありました。

最後に、新庁舎に地元の木材が使えるような形は考えているのかという委員からの問いについて、実施設計の中で可能であれば積極的に取り入れたいと考えているとの回答がありました。

以上で、庁舎問題調査特別委員会の報告を終わります。

○議長(井上正清君)

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長(井上正清君)

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

○議長(井上正清君)

庁舎問題調査特別委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

ないようでございますので、庁舎問題調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明(議案第1号~第5号)

○議長(井上正清君)

日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについての件から、日程 第8、議案第5号、工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長(井上正清君)

総務課長鳥井基史君。

○総務課長(鳥井基史君)

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明 をさせていただきます。

お手元議案書の1ページをお開きください。審議資料は1ページから30ページになります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町税条例等の一部を改正する条例について、平成30年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、2ページから17ページにわたっております。

提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改 正しようとするものでございます。

議案書の18ページをお開きください。審議資料は31ページから34ページになります。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成30年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、19ページから20ページになります。

提案理由としまして、平成30年度税制改正及び平成30年度国民健康保険広

域化(都道府県化)に伴い、改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

議案第3号、平成30年度土庄町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出としまして、28・29ページをお願いします。

10 款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費の教育振興事業49万2千円は、農業試験場小豆オリーブ研究所のオープンに伴う駐車場整備のため、支障となるオリーブの木の移植の要請が香川県よりありまして、土庄小学校で実施しておりますオリーブの育樹、収穫体験、さらに食育につなげるための樹木移設手数料でございます。

移植の時期は 4 月から 5 月が適期とされており、移植に緊急性があると判断 し補正予算を計上したものでございます。

続いて、6 項 保健体育費、3 目 体育施設費の体育施設維持管理費 199 万 5 千円は、野外活動センター再整備事業として、平成 29 年 12 月に屋外トイレ、テーブル、受水槽の修繕や敷地内不要木伐採の費用を補正いたしましたが、さらに周辺エリアについても不要木の伐採が必要となったため追加費用として植栽管理委託料を計上しております。森林組合に委託予定でございます。

以上が補正予算の概要でございまして、財源の不足分につきましては 29 年度の繰越金 248 万 7 千円を充当しております。

21 ページに戻りまして、今回の補正額は、248 万 7 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 94 億 3,948 万 7 千円となります。

続きまして議案書の 30 ページをお開きください。審議資料は 35 ページから 37 ページになります。

議案第4号、工事請負契約の締結については、平成30年度四海公民館建設工事建築主体工事を、契約金額9,460万8千円で、株式会社藪脇組代表取締役藪脇博之と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

議案書の31ページをご覧ください。審議資料は38ページから40ページになります。

議案第 5 号、工事請負契約の締結については、土庄こども園建設工事を、契約金額 8 億 460 万円で、東洋建設株式会社四国支店 執行役員支店長 吉塚宏と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上正清君)

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑(議案第1号~議案第5号)

○議長(井上正清君)

ただ今、説明のありました議案第1号から、議案第5号までの各議案について、一括で質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

ないようでございますので、議案第1号から議案第5号についての質疑は、 これをもって終了いたします。

討論、採決(議案第1号~議案第5号)

○議長(井上正清君)

これより、討論採決に入ります。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長(井上正清君)

日程第5、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

日程第6、議案第3号、平成30年度土庄町一般会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

日程第7、議案第4号、工事請負契約の締結について討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

日程第8、議案第5号、工事請負契約の締結について討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長(井上正清君)

日程第9、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に 配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しまし

た。

閉会

○議長(井上正清君)

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年5月土庄町議会臨時会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉会 午前10時7分

地方自治法第123条第2項による署名議員

土庄町議会議長 (井 上 正 清)

同 議員 (髙 橋 正 博)

同 議員 (福 本 耕 太)